

〈お知らせ〉

★生命保険募集人について

- 保険契約締結の「媒介」と「代理」について
生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は成立します。
- 当社の生命保険募集人について
当社の生命保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、保険契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。
(当社の承諾が必要な契約内容の変更等の例)
 - ・保険契約の復活
 - ・特約の増額
 - ・特約の途中付加 等

★当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています

- 当社は、お客様への保険金等のお支払いを確実にを行うため、リスク管理と健全性の確保に努めています。
- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

★「生命保険契約者保護機構」について

○「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）の概要は以下のとおりです。

●保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

●保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(*1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(*2)を除き、責任準備金等(*3)の90%とすることが、保険業法等で定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。(*4))

●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

- * 1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。
- * 2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(*1)を超えていた契約を指します(*2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90% - { (過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率) の総和 ÷ 2 }

(※1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

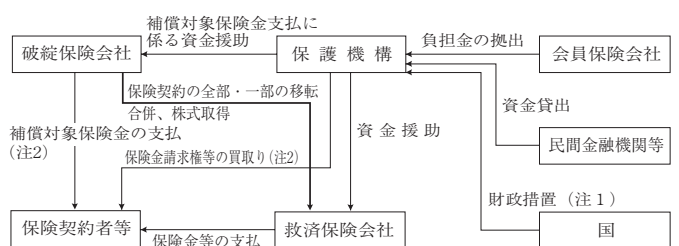
(※2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立した保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

* 3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

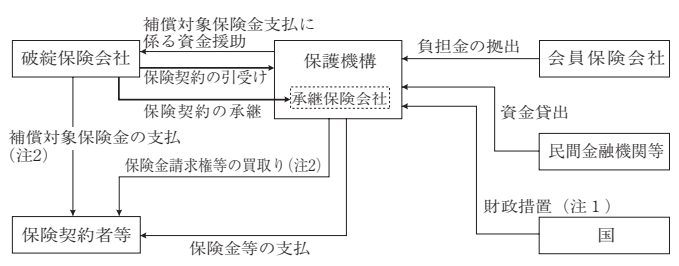
* 4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、平成24年(2012年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、*2に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

●生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp>

★相互会社運営について

相互会社

- 保険会社の会社形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。
- 相互会社は、ご契約者が契約の当事者となると同時に、「社員（無配当保険のご契約者を除きます。）」として事業運営に参加する、保険事業独自の会社形態です。

総代会の位置づけと運営

- 「総代会」は、保険業法に基づき、社員総会に代わるべき機関として設置され、社員の中から選出された「総代」により構成されます。これは、株式会社における株主総会に相当する位置づけにあり、定款の変更、剰余金の処分、取締役・監査役を選任等の審議と決議を行います。
- 社員は、総代会を傍聴することができます。お申込方法は、総代会開催前に、当社の各店頭に掲示するポスター、当社ホームページ（<http://www.nissay.co.jp>）にてお知らせします。
- 総代会の議事録や議事要旨（質疑応答の要旨）は、開催後速やかに本店、東京本部、各支社に備付けており、当社ホームページ（<http://www.nissay.co.jp>）でもご覧いただけます。

総代とその選出

- （総代）
- 総代の任期は4年（重任限度は通算8年）です。
 - 総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、全国各地より、職業・年齢等の面で幅広く選出されています。また、総代は、実際に総代会へ出席し、実質的な審議を行うことが求められています。
- （総代の選出）
- 総代の選出にあたっては、総代会に社員の総意を適正に反映させる観点より、社員の中から、特定の社員の利益に偏ることなく、社員全体の利益を代表しうる方を選出することが求められています。このため、「総代候補者選考委員会」が候補者を推薦し、その候補者に対して社員の意思を直接反映できるよう「社員投票」を実施する方式を採用しています。
 - 具体的には、以下の方法により、総代が選出されます。
 - ・社員の中から総代会で選任された選考委員で構成される総代候補者選考委員会が総代候補者を選考します。
 - ・総代候補者選考委員会で選考された個々の総代候補者について、全社員による社員投票を行います。個々の候補者に対する不信任投票の数が、社員総数の10%に達しない場合は、これらの候補者が総代として選出されます。（社員投票は、2年に1度実施しており、投票書類を全社員に送付します。）

社員の権利義務

- 社員の権利には、社員配当金請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権、総代会検査役選任請求権等があります。
また、上記のとおり、社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。
- 社員は、同時に契約者として、保険約款に基づく保険金等の請求権や、保険料の払込義務等の権利義務を有します。

ニッセイ懇話会

- 「ニッセイ懇話会」は、広く全国各地のご契約者に、当社の事業活動を説明し、経営全般や商品・サービス等に関するご意見・ご要望をお伺いする場として、昭和50年以來、毎年開催しています。主なご意見・ご要望と、その対応については、総代会にも報告しています。
- ニッセイ懇話会の開催は、支社・営業部店頭へのポスター掲示や当社ホームページ（<http://www.nissay.co.jp>）等でご案内し、幅広くご出席者を募集しています。

相互会社運営に関する意見等の申出方法

- 総代数・総代の選考方法をはじめ、相互会社運営に関するご意見・ご要望等がございましたら、以下の宛先まで、文書にてお寄せください。

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命保険相互会社 企画総務部

★ご契約内容が登録されます（医療保障保険契約内容登録制度）

医療保障保険（団体型）または医療保障保険（個人型）〔以下「医療保障保険（団体型または個人型）」といいます。なお、医療保障保険（団体型）には新医療保障保険（団体型）を含みます。〕にご契約いただいた場合、生命保険制度が健全に運営され、治療給付金および入院給付金等の支払いが正しく確実に行われるよう、下記のとおり、（社）生命保険協会（以下「協会」といいます。）において、ご契約内容の登録制度を実施しております。

○医療保障保険契約内容登録制度のあらまし

1. 医療保障保険（団体型または個人型）にご契約された場合、生命保険会社からの連絡により、協会に医療保障保険（団体型または個人型）に関する次の事項が登録されます。
 - （ア）被保険者の氏名、生年月日および性別
 - （イ）保険契約の種類〔医療保障保険（団体型または個人型）〕
 - （ウ）治療給付率
 - （エ）入院給付金日額
 - （オ）保険契約の種類が医療保障保険（団体型）の場合、保険契約者名
 - （カ）保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、保険契約者の住所（市区郡まで）
 - （キ）契約日
2. 各生命保険会社は、医療保障保険（団体型または個人型）契約のお申込があった場合には、そのお申込について協会にこれらの登録内容を照会し、協会からその結果が連絡されて、医療保障保険（団体型または個人型）契約お引き受けの参考とさせていただくことになっております。
3. この結果、同じ被保険者について既に医療保障保険（団体型または個人型）契約がある場合、あるいは、そのお申込みがなされている場合には、新たな医療保障保険（団体型または個人型）をご契約できないことがあります。
4. 登録の期間およびお引き受けの参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険（団体型または個人型）契約の消滅時までとし、各生命保険会社は連絡された内容を医療保障保険（団体型または個人型）契約のお引受けの参考とする以外に用いることはありません。また、協会および各生命保険会社は、登録または連絡された内容を他に公開いたしません。
5. 契約者または被保険者は登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実を相違している場合には、その訂正を申し出ることができます。

定 款

日本生命保険相互会社

(昭和22年 5 月 2 日 制 定)
(平成21年 7 月 2 日 改 正)

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称)

当社は、日本生命保険相互会社という。英文では、NIPPON LIFE INSURANCE COMPANYと表示する。

第 2 条 (目的)

当社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

- 一 生命保険業
- 二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- 三 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務、および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- 四 その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

第 3 条 (事務所の所在地)

- 1 当社は、本店を大阪市に置く。
- 2 当社は、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

第 4 条 (機関)

- 1 当社は、社員総会に代わるべき機関として総代会を置く。
- 2 当社は、取締役、取締役会および監査役のほか、次の機関を置く。
 - 一 監査役会
 - 二 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 社 員

第 6 条 (社員の範囲)

- 1 当社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。
- 2 剰余金の分配のない保険契約に係る保険料の総額は、全保険契約に係る保険料の総額の100分の20をこえないものとする。但し、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に従うものとする。

第 7 条 (社員の責任)

社員は、保険契約によりすでに払い込んだ保険料をこえて責任を負わない。

第 8 条 (社員の権利義務の承継)

社員は、当社の同意をえて、他人にその権利義務を承継させることができる。

第 9 条 (退社員の権利)

退社した社員は、保険約款に定めたもののほか、当社に対して権利を有しない。

第 3 章 総代会

第10条 (総代会の組織)

総代会は、社員中から選出された総代で組織する。

第11条 (総代の定数)

総代の定数は、200名とする。

第12条 (社員の選挙権およびその代理行使)

- 1 社員の総代を選挙すべき権利は、各々1個とする。
- 2 前項の選挙権は、他の社員に委任して行わせることができる。

第13条 (総代の任期)

総代の任期は4年とし、重任を妨げない。但し、原則として通算8年をこえることができない。

第14条 (欠員の場合の処置)

- 1 総代に欠員を生じても、定数の半数を下らない間は補欠選挙は行わない。但し、必要があるときはこれを行うことができる。
- 2 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条（総代の選挙）

- 1 総代は、選挙権を有する社員が投票により互選する。
- 2 前項の規定にかかわらず、総代の選挙は、第24条の総代候補者選考委員会が選考した個々の総代候補者に対し、選挙権を有する社員が行う投票（以下「社員投票」という。）によることができる。
- 3 当社は、前2項の選挙について公告する。
- 4 第1項または第2項の規定により選挙を実施するときは、選挙期日（第2項の場合には投票締切日をいう。）の直前の6月末現在の社員をもって選挙権を有する社員とみなす。但し、第14条第1項または第16条第3項の規定により選挙を実施するときは、選挙権を有する社員を別に定めて公告する。
- 5 総代の選挙に関する細則は、総代会で定める。

第16条（社員投票）

- 1 社員投票は、個々の総代候補者について総代に選出することに同意しない社員が投票する方法によって行う。
- 2 前項に定める投票が選挙権を有する社員の数の10分の1に満たないときは、その総代候補者は総代として選出されたものとする。
- 3 第1項に定める投票が選挙権を有する社員の数の10分の1以上に達した候補者があるときは、その員数について改めて第15条に定める選挙を行う。但し、その員数が総代候補者の総数の10分の1以下のときは、次の選挙時に選出することができる。

第17条（議決権およびその代理行使）

- 1 総代会における総代の議決権は、各々1個とする。
- 2 前項の議決権は、他の総代に委任して行わせることができる。この場合、総代または代理人は、総代会ごとに代理委任状を当会社に提出しなければならない。

第18条（議長）

総代会の議長には社長が当り、社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定められた順序に従って他の取締役がこれに代わる。

第19条（決議方法）

総代会の決議は、法律または定款に別段の定めがある場合のほかは、総代の2分の1以上が出席し、出席した総代の議決権の過半数により行う。

第20条（定時総代会の招集）

定時総代会は、毎決算期日より4カ月以内に招集する。

第21条（臨時総代会の招集および招集請求権）

- 1 臨時総代会は、取締役会が必要と認めたときに招集する。
- 2 社員総数の1000分の3以上に相当する数の社員もしくは3000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または9名以上の総代は、その目的および理由を記載した書面を代表取締役に提出して臨時総代会の招集を請求することができる。

第22条（提案権）

社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または3名以上の総代は、代表取締役に対し、総代会の日の8週間前までに、一定の事項（総代会において決議をすることができる事項に限る。）を総代会の目的とすることを請求し、また総代会の目的である事項につき議案の要領を提出して総代会の招集通知に記載することを請求することができる。

第23条（検査役選任請求権）

当会社、社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または3名以上の総代は、総代会に係る招集の手続および決議の方法を調査させるため、当該総代会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

第4章 総代候補者選考委員会

第24条（総代候補者選考委員会）

- 1 当会社に総代候補者選考委員会を置く。
- 2 総代候補者選考委員会は、総代の候補者を選考し、社員投票の管理を行うことを任務とする。
- 3 総代候補者選考委員会は、社員中から総代会で選任された選考委員で組織する。
- 4 選考委員の員数は、12名以内とする。
- 5 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として4期をこえることができない。
- 6 総代候補者選考委員会に関する細則は、総代会で定める。

第5章 評議員会

第25条（評議員会）

- 1 当社は、経営の適正を期するため評議員会を置く。
- 2 評議員会は、当会社から諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、社員から提出された会社経営に関する事項を必要に応じ審議することを任務とする。
- 3 評議員会は、社員または学識経験者の中から総代会で選任された評議員で組織する。
- 4 評議員の員数は、25名以内とする。
- 5 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として6期をこえることができない。
- 6 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 当社は、評議員会の議事の結果を次の総代会に報告するものとする。
- 8 評議員会に関する細則は、総代会で定める。

第6章 取締役および取締役会

第26条（員数）

当社の取締役は、25名以内とする。

第27条（選任）

取締役は、総代会の決議によって選任する。

第28条（任期）

- 1 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第29条（役付取締役および代表取締役）

- 1 取締役会の決議により、名誉会長、会長、副会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。但し、会長と社長とは兼ねることができる。
- 2 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。代表取締役は、各自会社を代表する。

第30条（取締役会）

- 1 取締役会は、すべての取締役で組織する。
- 2 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第31条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

第32条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第33条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、この定款に定めるほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第34条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、総代会の決議によって定める。

第35条（取締役の責任免除）

- 1 当社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第36条（業務監視委員会）

- 1 当社は、当会社の法令等遵守の状況、内部管理態勢および取締役による重要な職務の執行の監視等を行うため、業務監視委員会を置く。
- 2 業務監視委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）で組織する。
 - 一 すべての社外取締役
 - 二 社員中から、取締役会の決議によって選任された3名以内の者（当会社または当会社の子会社の社外取締役以外の取締役、社外監査役以外の監査役、職員その他の使用人である者および従前これらの地位にあった者を除く。）

- 三 内部監査を担当する1名の取締役
- 3 前項第二号の規定により選任された委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として2期をこえることができない。
 - 4 業務監視委員会に関する事項は、この定款に定めるほか、取締役会で定める業務監視委員会規則による。

第7章 監査役および監査役会

第37条（員数）

当社の監査役は、6名以内とする。

第38条（選任）

監査役は、総代会の決議によって選任する。

第39条（任期）

- 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第40条（常任監査役および常勤の監査役）

- 1 監査役の互選により常任監査役を置くことができる。
- 2 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第41条（監査役会）

監査役会は、すべての監査役で組織する。

第42条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

第43条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、この定款に定めるほか、監査役会で定める監査役会規則による。

第44条（報酬等）

監査役の報酬等は、総代会の決議によって定める。

第45条（監査役の責任免除）

- 1 当社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第8章 計 算

第46条（決算期日）

当社の決算期日は、毎年3月31日とする。

第47条（剰余金の処分）

- 1 決算において剰余金を生じたときは、基金利息を控除した後、損失てん補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金、別段積立金その他に処分することができる。
- 2 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額の合計額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額に、保険業法施行規則第30条の6で定める比率を乗じた額以上の金額とする。
- 3 社員配当準備金または社員配当平衡積立金の取崩額がその決算期に積み立てる社員配当準備金および社員配当平衡積立金の額に含まれる場合は、前項の計算において、当該取崩額を社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額から控除する。

第48条（社員配当）

前条の規定により積み立てた社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従って配当する。但し、その全部または一部を次年度に繰り越すことができる。

第49条（損失のてん補）

- 1 決算において不足を生じたときは、別段積立金、その他の任意積立金、社員配当準備金、損失てん補準備金、基金償却積立金の順序で取り崩し、不足額をてん補する。
- 2 前項により基金償却積立金を不足のてん補に充当したときは、次年度以後の決算において生じた剰余金は、その充当額の全額をてん補した後でなければ第47条による処分をすることができない。

第9章 基金

第50条（基金の総額）

当会社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、1兆500億円とする。

第51条（基金拠出者の権利）

- 1 当社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約の定めるところにより、基金拠出契約期間内に、基金の償却を行う。但し、当社は、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことがある。
- 2 後に拠出された基金の償却は、先に拠出された基金を全額償却した後に行う。
- 3 当社は、基金の拠出者に対し、年1割を上限に基金拠出契約に定める利率で基金利息を支払う。

第52条（基金の償却方法）

- 1 当社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積み立てる。
- 2 基金の償却は、取締役会の決議により行い、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振り替える。
- 3 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、第47条の処分において基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。

第10章 雑 則

第53条（定款の変更）

本定款を変更するには総代会において総代の2分の1以上が出席し、出席総代の4分の3以上の同意を得なければならない。

附 則

- 1 平成17年7月5日付改正に関する経過措置
平成17年7月5日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。

(1)第51条関係

- 1 平成17年度の基金の拠出者について、第51条第1項の基金の償却は6年以内に行う。
- 2 平成17年度に募集した基金が償却された時。
- 2 平成20年7月1日付改正に関する経過措置
平成20年7月1日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。

(1)第51条関係

- 1 平成20年度の基金の拠出者について、第51条第1項の基金の償却は4年以内に行う。
- 2 平成20年度に募集した基金が償却された時。
- 3 平成21年7月2日付改正に関する経過措置
平成21年7月2日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。

(1)第51条関係

- 1 平成21年度の基金の拠出者について、第51条第1項の基金の償却は5年以内に行う。
- 2 平成21年度に募集した基金が償却された時。

医療保障保険（団体型）普通保険約款

日本生命保険相互会社

（昭和61年4月1日制定）
（平成22年4月1日改正）

（この保険の趣旨）

この保険は、公的医療保険制度の補完的役割を担う保険であり、会社、事業所、官公庁、労働組合、共済組合、互助会、協同組合、同業組合等の団体を対象とし、被保険者が所定の入院をした場合に治療給付金または入院給付金を支払い、また被保険者が死亡した場合に死亡保険金を支払う仕組の保険です。

第1編 総 則

1. 総 則

（団体）

第1条 この保険の対象となる団体は、当会社の定める範囲内のものであることを要します。

（被保険団体）

第2条 この普通保険約款で被保険団体とは、同一の保険契約に属する被保険者の集団をいいます。

（保険契約者の資格）

第3条 この保険の保険契約者は、団体または被保険団体の代表者であることを要します。

（加入資格）

第4条 この保険の被保険者となることができる者は、団体の所属員等で、かつ、当会社の定める範囲内の者であることを要します。

（被保険者の数）

第5条 この保険契約の被保険者の数は、当会社の定める数以上であることを要します。

（治療給付率等の決定方法）

第6条 この保険契約の各被保険者の治療給付率（治療給付金額の計算の際に用いる率のことをいいます。以下同じ）、入院給付金日額および死亡保険金額は、それぞれ当会社の定める範囲内で定めることを要します。

2. 責任開始期および契約日ならびに保険証券の交付

（責任開始期および契約日）

第7条 当会社は、この保険契約の申込を承諾した場合には、この保険契約の締結の際に保険契約者と協議して定めた契約日からこの保険契約上の責任を負います。ただし、この保険契約の第1回保険料または第1回保険料相当額が当会社に払い込まれない間は、当会社は、この保険契約上の責任を負いません。

2 前項に基づく契約日を定めないでこの保険契約の申込を承諾した場合には、当会社は、この保険契約の第1回保険料または第1回保険料相当額が払い込まれた時からこの保険契約上の責任を負い、その責任開始の日を契約日とします。

（保険証券の交付）

第8条 当会社は、保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。ただし、協議により、別段の定めがある場合はこの限りではありません。

- (1) 当会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) この保険契約および付加する特約の種類
- (4) 保険期間
- (5) 治療給付率、入院給付金日額および死亡保険金額
- (6) 保険料およびその払込方法
- (7) 契約日
- (8) 保険証券を作成した年月日

2 前項の保険証券には、当会社が記名押印します。ただし、当会社の代表者により委任された者による記名押印に代えることがあります。

3 この保険契約が更新または復活されたときは、新たな保険証券を交付しません。

3. 保険期間

(保険期間)

第9条 この保険契約の保険期間は、第7条（責任開始期および契約日）に定める契約日または第42条（保険契約の更新）に定める更新日から起算して1年とします。

- 2 更新された保険契約について第2編（この保険契約の給付および請求手続）の規定を適用する場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

4. 被保険者の中途加入

(被保険者の中途加入)

第10条 保険契約者は、当会社の承諾を得て、加入資格を有する者を被保険者としてこの保険契約に中途加入させることができます。

- 2 第7条（責任開始期および契約日）の規定は、前項の規定によって中途加入した被保険者について準用しません。

5. 保険料の計算

(保険料の計算)

第11条 この保険契約の保険料は、治療給付率、入院給付金日額および死亡保険金額ならびに当会社の定める保険料率に基づいて計算します。

- 2 前項に定める保険料率は、契約日または更新日に当会社の定めるところにより計算します。
- 3 保険料率は保険期間の中途では変更しません。ただし、次の各号のいずれかの場合その他被保険団体に著しい事情の変更があった場合で、当会社が必要と認めたときは、保険料率を変更することがあります。
 - (1) 保険期間の途中で治療給付率を増率または入院給付金日額もしくは死亡保険金額を増額する場合
 - (2) 保険期間の途中で治療給付率を減率または入院給付金日額もしくは死亡保険金額を減額する場合

(特別保険料)

第12条 当会社は、保険契約の締結、更新または復活の際に、被保険団体の保険事故発生率が特に高率であると認めた場合には、当会社の定めるところによって特別保険料を徴収することがあります。

- 2 特別保険料を徴収する場合には、前条に定める保険料に特別保険料を加えたものをもって、この保険契約の保険料とします。

第2編 この保険契約の給付および請求手続

6. この保険契約の給付

(給付金の支払)

第13条 この保険契約の治療給付金および入院給付金は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	治療給付金または入院給付金を支払わない場合
(1) 治療給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす別表1に定める入院（以下、本号において「入院」といいます。）をしたとき</p> <p>(ア) その被保険者についての責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする入院であること</p> <p>(イ) 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) 保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) 別表3に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）における入院であること</p>	別表4に定める治療給付金額	治療給付金受取人	<p>被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(ア) 保険契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) その被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) その被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(オ) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故</p> <p>(カ) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(キ) その被保険者の薬物依存</p> <p>(ク) 地震、噴火または津波</p> <p>(ケ) 戦争その他の変乱</p>
(2) 入院給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす別表5に定める入院（以下、本号において「入院」といいます。）をしたとき</p> <p>(ア) その被保険者についての責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする入院であること</p> <p>(イ) 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) 保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) 同一の不慮の事故または疾病による保険期間中の入院日数が継続して5日以上となったこと</p> <p>(オ) 病院または診療所における入院であること</p>	(その被保険者について定められた入院給付金日額) × (入院日数 - 入院開始日からその日を含めての4日)	入院給付金受取人	<p>被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(ア) 保険契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) その被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) その被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(オ) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故</p> <p>(カ) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(キ) その被保険者の薬物依存</p> <p>(ク) 地震、噴火または津波</p> <p>(ケ) 戦争その他の変乱</p>

2 治療給付金の支払については、前項の規定によるほか、次の各号に定めるところによります。

- (1) 被保険者が治療給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当会社が認めたときは、1回の入院とみなして前項および本項の規定を適用します。ただし、治療給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
- (2) 被保険者の入院中に治療給付率の増率または減率があった場合には、治療給付金の支払額は各日現在の治療給付率に基づいて計算します。
- (3) 被保険者が前項に規定する入院中に保険期間が満了し、保険契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の治療給付率は、保険期間の満了した

- 日のそれと同率とします。
- (4) 被保険者が、この保険契約の更新後に、その被保険者についての責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての責任開始の日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (5) 治療給付金は、1回の入院について、入院日数を通算して124日となる日の属する月の末日までを限度として支払います。
- 3 入院給付金の支払については、第1項の規定によるほか、次の各号に定めるところによります。
- (1) 分娩のための入院は、当会社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなして取り扱います。
- (2) 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。
- (3) 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当会社が認めたときは、1回の入院とみなして第1項および本項の規定を適用します。ただし、入院給付金が支払われることになった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
- (4) 当会社は、被保険者が第1項に規定する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなして取り扱います。
- ① その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたときまたは疾病を併発していたときもしくは併発したとき
- ② その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したときまたは不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき
- (5) 入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
- ① 1回の入院についての支払限度は、支払日数（入院給付金を支払う日数をいいます。以下、本号において同じ。）120日とします。
- ② 通算支払限度は、それぞれの被保険者について、支払日数を通算して700日とします。
- (6) 前項第2号から第4号までの規定は、入院給付金の支払の場合に準用します。
- 4 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により治療給付金または入院給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により治療給付金または入院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当会社が認めたときは、当会社は、その程度に応じ、治療給付金または入院給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

(死亡保険金の支払)

第14条 この保険契約の死亡保険金は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	その被保険者について定められた死亡保険金額	死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (ア) その被保険者についての責任開始の日から起算して1年以内のその被保険者の自殺 (イ) 保険契約者の故意 (ウ) 死亡保険金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱

- 2 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- 3 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、当会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
- 4 被保険者が戦争その他の変乱により死亡保険金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により死亡保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当会社が認めたときは、当会社は、その程度に応じ、死亡保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

7. 請求手続ならびに支払の時期および場所

(請求手続)

第15条 治療給付金もしくは入院給付金（以下「給付金」といいます。）または死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人はすみやかに当会社に通知してください。

2 給付金の受取人または死亡保険金受取人は、保険契約者を経由して、当会社に次の書類を提出することにより給付金または死亡保険金（以下「給付金等」といいます。）を請求してください。

項目	必要書類
(1) 治療給付金	(ア) 当社所定の治療給付金支払請求書 (イ) 当社所定の様式による医師の診断書 (ウ) 当社所定の様式による入院した病院または診療所の入院および診療報酬点数証明書 (エ) 被保険者の住民票 (オ) 治療給付金受取人の戸籍抄本 (カ) 治療給付金受取人の印鑑証明書 (キ) 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証する書類
(2) 入院給付金	(ア) 当社所定の入院給付金支払請求書 (イ) 当社所定の様式による医師の診断書 (ウ) 当社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (エ) 被保険者の住民票 (オ) 入院給付金受取人の戸籍抄本 (カ) 入院給付金受取人の印鑑証明書 (キ) 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証する書類
(3) 死亡保険金	(ア) 当社所定の死亡保険金支払請求書 (イ) 当社所定の様式による死亡診断書または死体検案書 (ウ) 被保険者の住民票 (エ) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (オ) 死亡保険金受取人の印鑑証明書

3 当社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(給付金等の支払の時期および場所)

第16条 給付金等は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に当会社の本店で支払います。

2 給付金等を支払うために確認が必要な次の各号に定める場合において、保険契約の締結時から給付金等の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ各号に定める事項の確認（当社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

(1) 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

この普通保険約款に定める支払事由に該当する事実の有無

(2) 給付金等を支払わない場合に該当する可能性がある場合

給付金等の支払事由が生じた原因

(3) 第23条（告知義務違反による解除）に該当する可能性がある場合

当社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因

(4) 第24条（重大事由による解除）、第27条（詐欺による取消し）または第28条（不法取得目的による無効）に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人の保険契約締結等の目的もしくは給付金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金等の請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の各号に定める日数（各号の複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日

(2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人を被疑者と

して、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日

4 前2項の場合、当会社は、その給付金等の受取人に通知します。

5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等を支払いません。

6 前5項の規定にかかわらず、保険契約者が他の生命保険会社（以下「他社」といいます。）と医療保障保険（団体型）契約を締結している場合には、他社の給付金等の支払の時期および場所に関する規定により給付金等の支払を行うことを、あらかじめ保険契約者と当会社との協議で定めることができます。

第3編 この保険契約の取扱

8. 保険料の払込、猶予期間および保険契約の失効

（保険料の払込）

第17条 この保険契約の第2回以後の保険料は、その払込方法に従って、所定の払込期日までに当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込むことを要します。

2 保険契約者は、保険料の払込方法が月払の場合には、当会社の定めるところによってこの保険契約の保険料を一括払することができます。

3 この保険契約の全部または一部が消滅した場合に、前項により一括払された保険料の残額があれば、これを保険契約者に払い戻します。

（猶予期間および保険契約の失効）

第18条 この保険契約の第2回以後の保険料の払込については、払込期日の属する月の翌月末日までを猶予期間とします。

2 前項の猶予期間中にこの保険契約の保険料が払い込まれなかった場合には、この保険契約は、その保険料の払込期日にさかのぼって効力を失います。

（猶予期間中の保険事故）

第19条 前条に定める猶予期間中に給付金等の支払事由が生じた場合には、当会社は、払込期日が到来しているこの保険契約の保険料が猶予期間中に払い込まれたときに限り、給付金等を支払います。

9. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

第20条 第18条（猶予期間および保険契約の失効）第2項の規定によってこの保険契約が効力を失った場合には、猶予期間満了の日の翌日からその日を含めて1か月以内であれば、保険契約者は、この保険契約の復活を請求することができます。

2 当会社がこの保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、延滞している保険料を当会社の指定した期日までに払い込むことを要します。

3 前2項の規定によって保険契約が復活された場合には、第4条（加入資格）の規定を準用します。また、第13条（給付金の支払）、第14条（死亡保険金の支払）または第23条（告知義務違反による解除）第8項第2号の規定の適用にあたっては、第7条（責任開始期および契約日）の規定を準用します。

10. 保険契約の解約、解除等

（解約）

第21条 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの保険契約を解約することができます。

（告知義務）

第22条 保険契約者は、保険契約の締結もしくは復活または被保険者の中途加入の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当会社が所定の書面で告知を求めた事項について、当会社にその書面で告知することを要します。

2 当会社は、保険契約の締結もしくは復活または被保険者の中途加入の際に必要なと認めた場合には、被保険者に対し支払事由の発生に関する重要な事項について、所定の書面で告知を求めまたは当会社の指定した医師によって被保険者の診査を行うことがあります。この場合には、被保険者は、告知を求められた事項に

ついて、当会社にその書面でまたはその医師に口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

- 第23条** 保険契約者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってその告知を求めた事項の内容に応じてこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。
- 2 被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。
 - 3 給付金等の支払事由が生じた後においても、当社は、前2項の規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には、当社は、給付金等を支払わず、また、すでに給付金等を支払っているときにはその返還を請求できます。
 - 4 前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、給付金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明した場合には、当社は、給付金等を支払います。
 - 5 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、被保険者または給付金等の受取人に解除の通知をします。
 - 6 次の各号の場合には、当社は、第1項または第2項の解除をすることはできません。
 - (1) この保険契約の締結もしくは復活またはその被保険者の中途加入の際に、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者またはその被保険者が前条に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者またはその被保険者に対し、前条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - 7 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者またはその被保険者が前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
 - 8 本条の解除権は、次の各号の場合には消滅します。
 - (1) 当社が解除の原因を知った時から1か月以内に解除しなかったとき
 - (2) その被保険者についての責任開始の日から起算して1年以内に給付金等の支払事由が生じなかったとき

(重大事由による解除)

- 第24条** 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が保険契約者によって生じた場合にはこの保険契約を、それ以外の者によって生じた場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの保険契約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 前3号に定めるもののほか、当社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 給付金等の支払事由が生じた後においても、当社は、前項の規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には、その解除された部分に関し、前項各号に定める事由が生じた時以後に発生した給付金等の支払事由については、当社は、給付金等を支払わず、また、すでに給付金等を支払っているときにはその返還を請求できます。
 - 3 前条第5項の規定は、本条による解除の場合に準用します。

(その他の解除)

- 第25条** 当社は、被保険者の数が、第5条（被保険者の数）で定める数未満で次回更新時まで回復の見込みがない場合として、契約申込書その他の保険契約者との合意内容に係る書面により定めたものに該当した場合には、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。
- 2 第23条（告知義務違反による解除）第5項および第8項第1号の規定は、本条による解除の場合に準用します。

(払戻金)

- 第26条** この保険契約の全部または一部が消滅した場合における払戻金はありません。
- 2 当社は、保険料の払込方法が年払、半年払または3月払の場合で、次の各号のいずれかによりこの保険契約の全部または一部が消滅したときに限り、その消滅した保険契約の全部または一部に対する保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に払い戻します。

- (1) この保険契約が解約されたとき（この保険契約の全部または一部の被保険者の治療給付率が減率された場合または入院給付金日額もしくは死亡保険金額が減額された場合は含みません。）
- (2) 第14条（死亡保険金の支払）の規定によって死亡保険金が支払われないとき
- (3) 当社がこの保険契約の全部または一部を解除したとき

（詐欺による取消し）

第27条 保険契約者または被保険者の詐欺によりこの保険契約を締結、更新もしくは復活したときまたは被保険者を中途加入させたときは、当社は、保険契約者の詐欺による場合にはこの保険契約を、被保険者の詐欺による場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

（不法取得目的による無効）

第28条 保険契約者または被保険者が、給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的（以下、本条において「不法取得目的」といいます。）をもって、この保険契約を締結、更新もしくは復活したときまたは被保険者を中途加入させたときは、保険契約者に不法取得目的があった場合にはこの保険契約を、被保険者に不法取得目的があった場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

11. 被保険者の脱退

（被保険者の脱退）

第29条 保険契約者は、任意にこの保険契約から一部の被保険者を脱退させることはできません。ただし、当社が認めた場合には、この限りではありません。

- 2 被保険者がその資格を欠くにいたった場合には、その日にこの保険契約から脱退するものとします。この場合には、保険契約者は、直ちに当社に通知することを要します。
- 3 前2項の規定によって被保険者が脱退した場合には、当社は、その被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間（次の払込期日の前日までをいいます。）の最終日までこの保険契約上の責任を負います。

12. 治療給付率の増率等または減率等

（治療給付率の増率等）

第30条 保険契約者は、当社の定めるところにより、被保険者の同意および当社の承諾を得て、当社の定める範囲内で、この保険契約の全部または一部の被保険者について治療給付率の増率または入院給付金日額もしくは死亡保険金額の増額をすることができます。

- 2 前項の規定によって治療給付率の増率または入院給付金日額もしくは死亡保険金額の増額がされた場合のその増率、増額部分について、次の各号の規定を準用します。
 - (1) 第4条（加入資格）
 - (2) 第22条（告知義務）
 - (3) 第23条（告知義務違反による解除）
 - (4) 第27条（詐欺による取消し）
 - (5) 第28条（不法取得目的による無効）
 - (6) 第38条（年齢または性別の誤りの処理）

- 3 治療給付率の増率、または入院給付金日額もしくは死亡保険金額の増額が行われた場合、第13条（給付金の支払）、第14条（死亡保険金の支払）または第23条（告知義務違反による解除）第8項第2号の規定の適用にあたっては、治療給付率の増率部分または入院給付金日額もしくは死亡保険金額の増額部分について、第7条（責任開始期および契約日）の規定を準用します。

（治療給付率の減率等）

第31条 保険契約者は、当社の定めるところにより、当社の定める範囲内で、この保険契約の全部または一部の被保険者について治療給付率の減率または入院給付金日額もしくは死亡保険金額の減額をすることができます。

- 2 前項の規定によって減率または減額された部分は解約されたものとみなします。

13. 保険契約者または受取人の変更

（保険契約者の変更）

第32条 保険契約者は、第3条（保険契約者の資格）に定める要件を欠くにいたった場合には、被保険者および当社の同意を得て、この保険契約上の権利義務を包括して同条に定める要件を満たす者に承継させることを要します。

- 2 保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、この保険契約上の権利義務を包括して第3条に定める要件を満たす者に承継させることができます。

(給付金の受取人およびその変更)

第33条 給付金の受取人は、被保険者とします。ただし、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者とすることができます。

- 2 特に必要と当社が認めた場合のほかは、治療給付金受取人および入院給付金受取人は同一人であることを要します。
- 3 給付金の受取人は、第1項による給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

(死亡保険金受取人およびその変更)

第34条 保険契約者は、当会社の定める範囲内で、被保険者が指定した者をこの保険契約の死亡保険金受取人とすることを要します。ただし、当会社の定める範囲内で、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者が別に定めることができます。

- 2 保険契約者は、当会社の定める範囲内で、死亡保険金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得たうえで、当社に対する通知により死亡保険金受取人を変更することができます。
- 3 前項の通知をするときは、保険契約者は、その通知に必要な書類を当社に提出してください。
- 4 当社が保険契約者から第2項の通知を受け取る前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払った場合には、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
- 5 遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

(受取人の死亡等)

第35条 給付金の受取人が被保険者の場合で、その給付金の請求がないままその被保険者が死亡したときは、その給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

- 2 前条第1項に定める被保険者による死亡保険金受取人の指定がされていないとき（前条第1項ただし書の場合を除きます。）、または死亡保険金の支払事由が生じるまでに死亡保険金受取人が死亡して変更されていないときは、被保険者の配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位に従って死亡保険金受取人とします。この場合、同順位の方が2人以上あるときは、死亡保険金はその人数によって等分するものとします。

14. 受取人の代表者

(受取人の代表者)

第36条 同一の被保険者についての死亡保険金受取人が2人以上ある場合には、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の受取人を代理するものとします。

- 2 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明な場合には、当社が前項の受取人の1人に対して行った行為は、他の受取人に対してもその効力を生じます。
- 3 前項の規定は、前条第1項の場合について準用します。

15. 年齢の計算ならびに年齢または性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第37条 被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。

(年齢または性別の誤りの処理)

第38条 被保険者の年齢に誤りがあった場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) その被保険者の加入日およびその事実が発見された時の実際の年齢が当会社の定める年齢の範囲外であったときは、この保険契約のその被保険者に対する部分は無効とし、この保険契約の保険料を更正します。
- (2) 前号以外のときは、当会社の定める方法で処理します。
- 2 被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定める方法で処理します。

16. 必要事項の報告

(必要事項の報告)

第39条 保険契約者は、当社が被保険者の就業状況その他この保険契約上必要な事項について照会した場合には、遅滞なく当社に報告することを要します。

17. 社員配当

(社員配当)

第40条 当社は、毎事業年度末において、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金の中から、この保険種類に属する部分を計算します。

- 2 当社は、前項の規定によって計算した社員配当準備金の中から、この保険期間満了の日に有効で、かつ、その日までのこの保険契約の保険料が払い込まれた場合に、主務官庁の認可を得た方法で計算した社員配当金を、当社の定める方法で保険契約者に支払います。

18. 契約内容の登録

(契約内容の登録)

第41条 当社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日および性別
 - (2) 保険契約の種類（医療保障保険（団体型）または医療保障保険（個人型））
 - (3) 治療給付率
 - (4) 入院給付金日額
 - (5) 保険契約の種類が医療保障保険（団体型）の場合、保険契約者名
 - (6) 保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、保険契約者の住所（市・区・郡までとします。）
 - (7) 契約日
- 2 協会加盟の各生命保険会社（以下「各生命保険会社」といいます。）は、前項の規定により登録された被保険者について、医療保障保険（団体型）契約または医療保障保険（個人型）契約の申込を受けた場合、協会に対して前項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
 - 3 各生命保険会社は、前項によって連絡された内容を医療保障保険（団体型）契約または医療保障保険（個人型）契約の承諾の判断の参考とすることができるものとします。
 - 4 登録の期間および承諾の判断の参考とする期間は、契約日からこの保険契約の消滅時またはこの保険契約のその被保険者に対する部分の消滅時までとし、各生命保険会社は、連絡された内容を、医療保障保険（団体型）契約または医療保障保険（個人型）契約の承諾の判断の参考とする以外に用いないものとします。
 - 5 協会および各生命保険会社は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
 - 6 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

19. 保険契約の更新

(保険契約の更新)

第42条 保険期間の満了の際に保険契約者からこの保険契約を更新しない旨の通知がない場合には、この保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新され継続するものとし、この日を更新日とします。ただし、被保険者の年齢が当社の定めるところにより保険契約者と協議して定めた年齢を超える場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は更新しません。

- 2 前項の通知は、保険期間満了の日の2週間前までにすることを要します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当社は、被保険者の数が当社の定める数に満たない場合その他当社が合理的な理由があり必要と認めた場合には、保険契約の全部または一部の更新を認めないことがあります。
- 4 更新後の保険契約の第1回保険料の払込期日は、更新日とします。
- 5 更新後の保険契約の各被保険者の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- 6 保険契約が更新された場合の更新後の保険契約の第1回保険料について、次の各号の規定を準用します。
 - (1) 第17条（保険料の払込）
 - (2) 第18条（猶予期間および保険契約の失効）
 - (3) 第19条（猶予期間中の保険事故）
 - (4) 第20条（保険契約の復活）
- 7 更新後の保険契約については、更新日において当社が新規に締結する保険契約に適用しているこの保険の普通保険約款および保険料率が適用されます。

20. その他

(法令等の改正に伴う契約条項の変更)

第43条 別表2に定める公的医療保険制度の改正が行われた場合には、当社は、主務官庁の認可を得て、治療給付金額、保険料その他この保険契約の内容を変更することがあります。

- 2 前項の規定により、この保険契約の内容を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

(時効)

第44条 給付金等その他この保険契約に基づく諸支払金を請求する権利は、3年間請求がないときには消滅します。

(管轄裁判所)

第45条 この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、当社の本店の所在地または給付金等の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する日本国内における地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

(医療保障保険（個人型）への加入)

第46条 2年を超えて継続してこの保険契約の被保険者であった者は、被保険者の数が当社の定める数を欠いたことによってこの保険契約が解除されもしくは更新されなかった場合または第29条（被保険者の脱退）の規定によってこの保険契約から脱退した場合には、その日から起算して1か月以内であれば、被保険者選択を受けことなく、当社の定めるところにより、医療保障保険（個人型）に加入できます。この場合の基準日額は、その者についてその日まで有効に継続していた入院給付金日額以内とします。

- 2 前項の規定により医療保障保険（個人型）に加入する場合、治療給付金および入院給付金の支払については、第13条（給付金の支払）第2項第3号の規定を適用しません。

別表1

入 院

別表2に定める公的医療保険制度によって保険給付の対象となる別表5に定める入院とします。

別表2

公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 1 健康保険法
- 2 国民健康保険法
- 3 国家公務員共済組合法
- 4 地方公務員等共済組合法
- 5 私立学校教職員共済法
- 6 船員保険法
- 7 高齢者の医療の確保に関する法律

別表3

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 1 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- 2 前号の場合と同等と当社が認めた日本国外にある医療施設

別表 4

治療給付金額

月ごとの治療給付金額は、その月の入院期間中の診療報酬点数に応じて、次表の診療報酬点数ランクに対応する治療給付金基準額に治療給付率を乗じて得られる金額とします。

この場合、「診療報酬点数」とは、治療時点において、厚生省告示ならびに厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数をいいます。

公的医療保険制度における一部負担割合が20%の場合		公的医療保険制度における一部負担割合が30%の場合	
診療報酬点数ランク	治療給付金基準額	診療報酬点数ランク	治療給付金基準額
31,000以上	58,000円	20,667以上	58,000円
30,000以上31,000未満	56,000円	20,000以上20,667未満	56,000円
29,000以上30,000未満	54,000円	19,334以上20,000未満	54,000円
28,000以上29,000未満	52,000円	18,667以上19,334未満	52,000円
27,000以上28,000未満	50,000円	18,000以上18,667未満	50,000円
26,000以上27,000未満	48,000円	17,334以上18,000未満	48,000円
25,000以上26,000未満	46,000円	16,667以上17,334未満	46,000円
24,000以上25,000未満	44,000円	16,000以上16,667未満	44,000円
23,000以上24,000未満	42,000円	15,334以上16,000未満	42,000円
22,000以上23,000未満	40,000円	14,667以上15,334未満	40,000円
21,000以上22,000未満	38,000円	14,000以上14,667未満	38,000円
20,000以上21,000未満	36,000円	13,334以上14,000未満	36,000円
19,000以上20,000未満	34,000円	12,667以上13,334未満	34,000円
18,000以上19,000未満	32,000円	12,000以上12,667未満	32,000円
17,000以上18,000未満	30,000円	11,334以上12,000未満	30,000円
16,000以上17,000未満	28,000円	10,667以上11,334未満	28,000円
15,000以上16,000未満	26,000円	10,000以上10,667未満	26,000円
14,000以上15,000未満	24,000円	9,334以上10,000未満	24,000円
13,000以上14,000未満	22,000円	8,667以上9,334未満	22,000円
12,000以上13,000未満	20,000円	8,000以上8,667未満	20,000円
11,000以上12,000未満	18,000円	7,334以上8,000未満	18,000円
10,000以上11,000未満	16,000円	6,667以上7,334未満	16,000円
9,000以上10,000未満	14,000円	6,000以上6,667未満	14,000円
8,000以上9,000未満	12,000円	5,334以上6,000未満	12,000円
7,000以上8,000未満	10,000円	4,667以上5,334未満	10,000円
6,000以上7,000未満	8,000円	4,000以上4,667未満	8,000円
5,000以上6,000未満	6,000円	3,334以上4,000未満	6,000円
4,000以上5,000未満	4,000円	2,667以上3,334未満	4,000円
0以上4,000未満	0円	0以上2,667未満	0円

別表 5

入 院

医師（当社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表 3 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

備 考

1. 治療を目的とする入院

治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定さ

れる内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係や、胃ガンとその転移による肝臓ガンとの関係等をいいます。

医療保障保険（団体型）用家族特約

日本生命保険相互会社

（昭和61年4月1日 制定）
（平成22年4月1日 改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、医療保障保険（団体型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約の被保険者の配偶者または子が所定の入院をした場合に治療給付金または入院給付金を支払い、また死亡した場合に死亡保険金を支払うことを主な内容とするものです。

（特約の締結および責任開始期）

第1条 この特約は、主契約の締結の際または締結後、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

2 この特約についての当会社の責任開始期は、主契約に適用される普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の責任開始期に関する規定を準用します。

3 主契約の締結後、この特約を主契約に付加して締結したときは、当会社は、新たな保険証券を交付しません。

（加入資格）

第2条 この特約の被保険者となることができる者は、当会社の定める範囲内の者で、かつ、被保険者となることに同意した次の各号に定める者であることを要します。ただし、当会社の定める年齢範囲に該当する者に限ります。

(1) 主契約の被保険者と同一戸籍に記載されている配偶者（以下「配偶者」といいます。）

(2) 主契約の被保険者と同一戸籍に記載されている子（以下「子」といいます。）

2 保険契約者と当会社との協議により、当会社の定める範囲内の者で、当会社の定める年齢範囲に該当し、かつ、被保険者となることに同意した者を、前項に定める配偶者および子と同様に取り扱うことができるものとします。この場合、この特約の被保険者と同一戸籍に記載されている主契約の被保険者とは、当会社の定める主契約の被保険者を指すものとします。

（被保険者の中途加入）

第3条 保険契約者は、この特約の加入資格を有する者を被保険者として、この特約に中途加入させることができます。この場合、主約款の被保険者の中途加入に関する規定を準用します。

（給付金および死亡保険金の支払）

第4条 この特約の治療給付金および入院給付金ならびに死亡保険金の支払については、この特約のそれぞれの被保険者について、主約款の規定を準用します。この場合、それぞれの給付金の受取人は主契約の給付金の受取人と同一人とし、また死亡保険金の受取人は主契約の被保険者（主契約の死亡保険金受取人が保険契約者の場合には、主契約の死亡保険金受取人）とし、変更することはできません。ただし、主契約の給付金の受取人が主契約の被保険者の場合で、かつ、主契約の被保険者の故意または重大な過失によりこの特約の治療給付金または入院給付金（以下「給付金」といいます。）の支払事由が生じたときは、当会社は、その給付金を支払いません。

2 この特約の被保険者が入院中に、その被保険者と同一戸籍に記載されている主契約の被保険者が死亡し、死亡保険金が支払われることにより、この特約の被保険者に対する部分が消滅した場合には、この特約の入院給付金については、その消滅時に保険期間が満了したものとみなして、主約款第13条（給付金の支払）の規定を準用します。

3 主契約の被保険者および配偶者または子が死亡し、かつ、その死亡した時の先後が明らかでないときは、配偶者または子が先に死亡したものとみなして取り扱います。

（請求手続）

第5条 この特約の給付金または死亡保険金（以下「給付金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の給付金等の受取人はすみやかに当会社に通知してください。

2 この特約の給付金等の受取人は、保険契約者を経由して、当会社に次の書類を提出することにより、給付金等を請求してください。

項目	必要書類
(1) 治療給付金	(ア) 当会社所定の治療給付金支払請求書 (イ) 当会社所定の様式による医師の診断書 (ウ) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院および診療報酬点数証明書 (エ) この特約の被保険者および治療給付金受取人の戸籍抄本 (オ) この特約の治療給付金受取人の印鑑証明書 (カ) 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証する書類
(2) 入院給付金	(ア) 当会社所定の入院給付金支払請求書 (イ) 当会社所定の様式による医師の診断書 (ウ) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (エ) この特約の被保険者および入院給付金受取人の戸籍抄本 (オ) この特約の入院給付金受取人の印鑑証明書 (カ) 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証する書類
(3) 死亡保険金	(ア) 当会社所定の死亡保険金支払請求書 (イ) 当会社所定の様式による死亡診断書または死体検案書 (ウ) この特約の被保険者および死亡保険金受取人の戸籍抄本 (エ) この特約の死亡保険金受取人の印鑑証明書

3 当会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第6条 この特約の保険期間は、この特約の締結日または更新日から主契約の保険期間満了の日までとします。

2 保険契約者は、この特約の保険料を主契約の保険料とともに払い込むことを要します。

3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その保険料の払込期日から将来に向かって解約されたものとみなします。

(特約の失効)

第7条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第8条 当会社は、この特約の復活の請求があった場合には、主契約の復活を承諾したときに限り、主契約と同時に、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

2 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとみなします。

(特約の解約)

第9条 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(告知義務)

第10条 保険契約者は、この特約の締結もしくは復活またはこの特約の被保険者の中途加入の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当会社がこの特約の被保険者に関し所定の書面で告知を求めた事項について、当会社にその書面で告知することを要します。

2 当会社は、この特約の締結もしくは復活またはこの特約の被保険者の中途加入の際に必要なと認めた場合には、この特約の被保険者に対し支払事由の発生に関する重要な事項について、この特約の被保険者に関し所定の書面で告知を求めまたは当会社の指定した医師によってこの特約の被保険者の診査を行うことがあります。この場合には、その被保険者は、告知を求められた事項について、当会社にその書面でまたはその医師に口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第11条 この特約の告知義務違反による解除については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

(特約の消滅)

第12条 主契約の全部または一部が消滅した場合には、この特約の全部または消滅した主契約の被保険者と同一戸籍に記載されているこの特約の被保険者に対する部分は、同時に消滅します。

(被保険者の脱退)

第13条 保険契約者は、任意にこの特約から一部の被保険者を脱退させることはできません。ただし、当会社が認めた場合には、この限りではありません。

2 次の各号のいずれかに該当した場合には、この特約の被保険者は、それぞれに定める日にこの特約から脱退

するものとします。この場合、保険契約者は、直ちに当会社に通知することを要します。

- (1) この特約の被保険者が更新日においてこの特約の加入資格を欠いている場合
その更新日の前日
 - (2) この特約の被保険者と同一戸籍に記載されている主契約の被保険者が主約款の被保険者の脱退に関する規定により脱退した場合
その脱退した日
- 3 第1項および前項第2号の規定によってこの特約の被保険者が脱退した場合には、当会社は、その被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間（次の払込期日の前日までをいいます。）の最終日までこの特約上の責任を負います。

（この特約の治療給付率等の増減）

第14条 保険契約者は、この特約の治療給付率、入院給付金日額または死亡保険金額を変更することができます。この場合、主約款の治療給付率の増率等または減率等に関する規定を準用します。

- 2 主契約の被保険者の入院給付金日額または死亡保険金額が減額された場合で、主契約の被保険者およびその被保険者と同一戸籍に記載されているこの特約の被保険者について、この特約のその被保険者について定められた入院給付金日額または死亡保険金額が主契約の被保険者について定められた入院給付金日額または死亡保険金額を超えることとなるときは、この特約のその入院給付金日額または死亡保険金額も同時に主契約のその入院給付金日額または死亡保険金額以下に減額することを要します。

（特約の更新）

第15条 この特約は、主契約の更新の際、保険契約者または当会社が別段の通知をしない限り、主契約とともに更新されます。

（管轄裁判所）

第16条 この特約の給付金等の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（医療保障保険（個人型）への加入）

第17条 2年を超えて継続してこの特約の被保険者であった者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、被保険者選択を受けることなく、医療保障保険（個人型）に加入できます。この場合、主約款の医療保障保険（個人型）への加入に関する規定を準用します。

- (1) その被保険者が第13条（被保険者の脱退）の規定によってこの特約から脱退した場合
- (2) その被保険者と同一戸籍に記載されている主契約の被保険者が主約款の医療保障保険（個人型）への加入に関する規定に定める要件に該当した場合
- (3) その被保険者と同一戸籍に記載されている主契約の被保険者が主契約の死亡保険金の支払事由に該当した場合
- (4) その被保険者と同一戸籍に記載されている主契約の被保険者の年齢が更新日において、当会社の定めるところにより、保険契約者と協議して定めた年齢を超えるため、主契約のその被保険者に対する部分が更新されなかった場合

（主約款の規定の準用）

第18条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

医療保障保険（団体型）用短期入院特約

日本生命保険相互会社

（平成18年7月1日 制定）
（平成22年4月1日 改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、医療保障保険（団体型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約に適用される普通保険約款（以下「主約款」といいます。）またはこれに付加されている医療保障保険（団体型）用家族特約（以下「家族特約」といいます。）の規定によって入院給付金が支払われるために必要な入院日数を継続して2日以上とすることを主な内容とするものです。

（特約の締結および責任開始期）

- 第1条** この特約は、主契約の締結または更新の際、保険契約者の申出によって、当会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。
- この特約についての当会社の責任開始期は、主約款の責任開始期に関する規定を準用します。
 - 主契約の締結後、この特約を主契約に付加して締結したときは、当会社は、新たな保険証券を交付しません。

（入院給付金の支払）

- 第2条** この特約が付加されている場合には、入院給付金の支払事由の同一の不慮の事故または疾病による保険期間中の入院日数、入院給付金の支払金額および1回の入院についての入院給付金の支払限度は、主約款または家族特約の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。
- 入院給付金の支払事由の同一の不慮の事故または疾病による保険期間中の入院日数
継続して2日以上
 - 入院給付金の支払金額
その被保険者について定められた入院給付金日額×入院日数
 - 1回の入院についての入院給付金の支払限度
支払日数124日限度

（特約の保険期間および保険料の払込）

- 第3条** この特約の保険期間は、この特約の締結日または更新日から主契約の保険期間満了の日までとします。
- 保険契約者は、この特約の保険料を主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 - 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その保険料の払込期日から将来に向かって解約されたものとみなします。

（特約の失効）

- 第4条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

（特約の復活）

- 第5条** 当会社は、この特約の復活の請求があった場合には、主契約の復活を承諾したときに限り、主契約と同時に、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。
- 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとみなします。

（特約の解約）

- 第6条** 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

（告知義務）

- 第7条** 保険契約者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当会社が所定の書面で告知を求めた事項について、当会社にその書面で告知することを要します。
- 当会社は、この特約の締結または復活の際に必要なと認めた場合には、この特約の被保険者に対し支払事由の発生の可能性に関する重要な事項について、所定の書面で告知を求めまたは当会社の指定した医師によってこの特約の被保険者の診査を行うことがあります。この場合には、その被保険者は、告知を求められた事項について、当会社にその書面またはその医師に口頭で告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

- 第8条** この特約の告知義務違反による解除については、主約款および家族特約の告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

（特約の消滅）

- 第9条** 主契約の全部または一部が消滅した場合には、この特約の全部または消滅したこの特約の被保険者に対する部分は、同時に消滅します。

(特約の更新)

第10条 この特約は、主契約の更新の際、保険契約者または当社が別段の通知をしない限り、主契約とともに更新されます。

(医療保障保険（個人型）への加入時の取扱)

第11条 この特約の被保険者について主約款または家族特約の規定により医療保障保険（個人型）への加入が行われる場合、その医療保障保険（個人型）契約にはこの特約に相当する特約が付加されないものとします。

(主約款の規定の準用)

第12条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

★個人情報保護方針（お客様の個人情報の取扱いについて）

平成17年3月17日
日本生命保険相互会社

ニッセイでは、お客様から信頼いただける保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

1. 情報の収集

お客様の個人情報は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他業務上必要な範囲で収集します。

2. 収集する情報の種類

各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に必要な個人情報として主に、お客様の住所・氏名・生年月日の他、お客様の健康状態、職業について収集させていただいております。また、ニッセイが提供する各種商品・サービス等に関連し、業務上必要な範囲でお客様の個人情報をご提供いただく場合があります。

3. 情報の収集方法

ニッセイでは、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を収集いたします。主には、申込書・契約書やアンケートにより収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがき等で収集させていただく場合があります。

4. 利用目的

お客様の個人情報は、以下の業務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

これらの利用目的は、個人情報保護方針をホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表いたします。また、書面等によりお客様から直接お客様の個人情報を収集する場合には、あらかじめお客様にこれらの利用目的を明示いたします。

5. 情報の管理

お客様の個人情報を正確かつ最新なものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

6. 情報の提供

①ニッセイでは、以下の場合を含め、原則として、お客様の同意がない限りお客様の個人情報を第三者に提供いたしません。

- (1) 「ニッセイ保険口座」の各種サービスの提供を行うため、ニッセイ同和損害保険株式会社をはじめとしたニッセイのグループ会社等にお客様の個人情報を提供する場合
- (2) 各種商品・サービスのご案内・提供を行うため、ニッセイの関連会社・提携会社等にお客様の個人情報を提供する場合

②ただし、次の場合には、ニッセイはお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することがあります。

- (1) 法令に基づく場合のほか、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）23条1項によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- (2) ニッセイの業務遂行上必要な範囲で、お客様の個人情報をニッセイの業務の委託先に提供する場合
- (3) 個人情報保護法に従ってお客様の個人情報の共同利用を行う場合
- (4) その他個人情報保護法に基づきお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を提供することが認められている場合

7. 情報の開示・訂正・利用停止・消去

お客様からお客様ご自身に関する個人情報の開示・訂正・利用停止・消去等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。

8. 関係法令等の遵守

お客様の個人情報については、個人情報保護法その他の関連法令・ガイドラインや社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等の定義、考え方、取扱い等に遵守して対応いたします。

9. コンプライアンス・プログラムの策定・改善

お客様の個人情報の取扱いが適正に行われることを確保するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、ニッセイの従業者・業務の委託先その他関係者に周知徹底させるとともに、必要かつ適切な監督を行ってまいります。また、本指針およびコンプライアンス・プログラムの内容を適宜見直し、改善いたします。

10. 個人情報に関するお客様申出

お客様からの個人情報の取扱いに関するお申し出については、当社個人情報申出窓口等で適切かつ迅速に対応いたします。

○個人情報の取扱いに関する相談窓口

本店：TEL 06-6209-5525

東京本部：TEL 03-5533-1081

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

○当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

〈お問合せ先〉

(社)生命保険協会 生命保険相談室：ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>